

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

我々の生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の利便性や効率性を重視した社会経済活動が恒常化し、生活様式までもが資源やエネルギーの大量消費型へと変化しました。その結果、物質的な豊かさを得ることはできましたが、自然環境や生活環境への負荷を増大させています。

近年では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所における原子力事故は、原子力エネルギーの光の部分と影の部分を明らかにし、我々がエネルギーについて考え直すきっかけとなりました。

地球温暖化においては、その影響は地域社会のみならず、地球的規模に広がり、ますます複雑・多様化の様相を呈しています。これらは、人類の生存に関わる将来にわたる問題として認識され、世界的にも様々な環境への取り組みが進められています。

また、現代の環境問題は、水質汚濁と生活排水、地球温暖化と温室効果ガス、絶滅が危惧される動植物と人間の生活等の関係に見られるように、全ての市民・事業者が被害者であるとともに、加害者でもあるという構造を成しています。よって、その解決にあたっては、市民、事業者、行政等、全ての主体が連携を図りながら、環境の保全と創造に取り組むことが求められます。

本市においては、南部の海岸線から北部の山間地まで河川、ため池・谷田、森林、水田、茶畑等の自然地形条件に恵まれており、多様な自然を有しているものの、この豊かで貴重な自然も、経済活動による開発や山林・農地の放置、道路、河川等の公共施設の整備等により徐々に失われつつあります。

また、地球温暖化やごみ問題をはじめとする多様で広範な環境問題が生じることから、私たちは早急に持続可能で豊かな自然を大切にすまちと暮らしに改善していかなければなりません。

これらに対応するために、本市においては、平成 18 年 1 月に掛川市環境基本条例を施行し、「市民は等しく健全で豊かな環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、同時に豊かな環境を守り、育てながら未来へと引き継いでいく責務を負っている」という、環境の保全と創造に関する基本的な事項を定めました。あわせて、平成 18 年 3 月に環境基本計画を策定し、総合的・体系的な環境施策を推進してきました。

平成 18 年 3 月の環境基本計画の策定から 10 年が経過し、東日本大震災と原子力災害の発生など、環境を取り巻く状況が大きく変化しています。

今後は、経済のグリーン化に重点を置き、経済活動が環境に配慮したものとなり、経済活動により自然資源や生態系などが損なわれないよう、経済成長と環境保全の両立を図り、持続可能な社会の実現に繋がるような施策の検討が求められます。

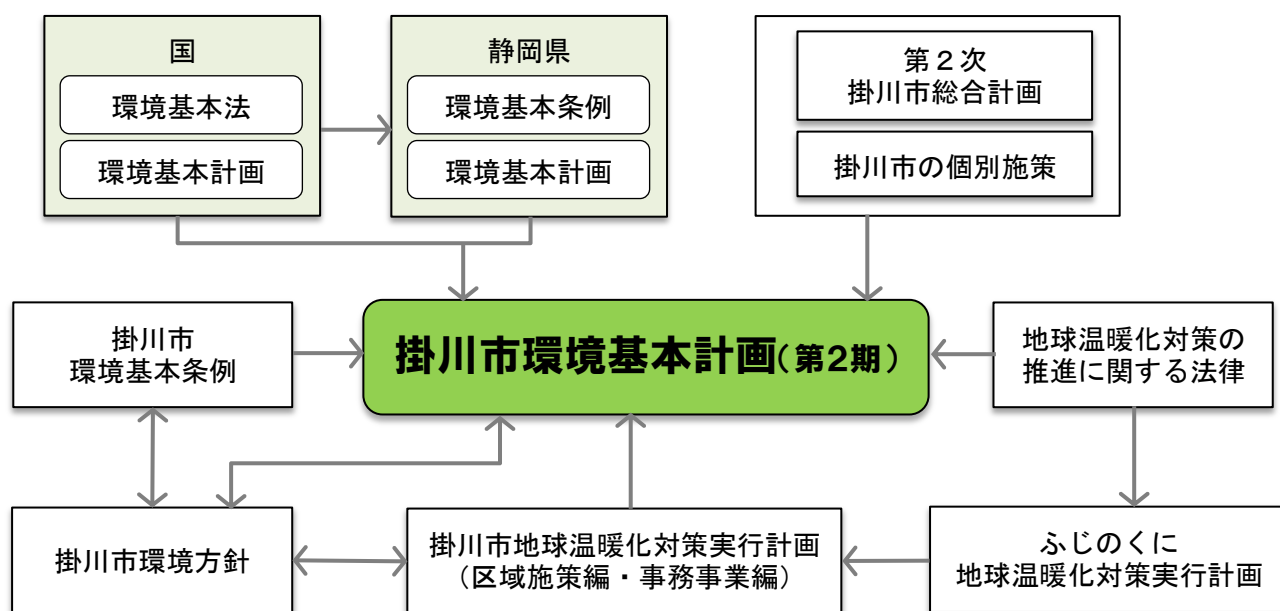
また、これまでの自治会、環境団体等の顕著な活動「地球環境力」を活用するとともに、森林や湿原の保全が、生物多様性の保全につながり、同時に、二酸化炭素の吸収源を守り、地球温暖化対策にもなるという相乗効果を目指す、コベネフィット型環境対策に視点を置きながら、地球づくりや人づくり、また、中部環境先進 5 市等の地域間連携にも配慮が必要です。

このような状況を踏まえ、本市が目指す環境像や市の施策の方針等について改めて明らかにした上

で、市民や事業者と協働で環境の保全と創造に取り組むことを目的に、「掛川市環境基本計画（第2期）」を策定するものです。

2 計画の位置付け・性格

本計画は、環境基本条例第8条に規定する、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画であり、市が目指すべき環境像や理念、目標を示すとともに、本市が市民や地域、事業者などと協働で取り組むべき施策の方向性を示しています。



3 計画の対象範囲

本計画では、以下に示す分野および範囲を対象とします。

地球環境	エネルギー、温室効果ガス、廃棄物等
自然環境	生物多様性、野生動植物、森林、海岸、河川、里地里山、ため池・谷田、水資源等
生活環境	水質、食、不法投棄、土壌、大気、騒音・振動、緑化、景観、歴史的・文化的史跡等
総合的分野	環境教育、環境学習、環境に関する活動等

また、本計画が想定する取り組みの主体は、**市民、地域、団体、事業所、学校、行政等**です。

4 計画期間

本計画の計画期間は、**2025年度（平成37年度）までの10年間**とします。

しかし、環境問題は、工場・事業所等が発生源であった局地的な公害問題から地球温暖化や野生動物の減少等、地球規模の問題に広がり、時代とともに速いスピードで大きく変化していることから、環境問題の大きな変化に対応するため、必要に応じて見直します。